

新公共調達制度の一部改定について

建設工事に係る委託業務(設計・調査・測量)につきましては、平成20年6月から条件付き一般競争入札を全面的に導入してまいりました。

今般、業界団体等の要望を踏まえ、建設工事に係る委託業務における発注基準の一部改定を行います。

なお、今後とも県民、事業者、業界団体のご意見を幅広くお聴きし、よりよい制度となるよう取り組んでいきます。

改定のポイント

1 土木関係建設コンサルタント業務について

(1) 簡易な構造物の設計業務(区分A)について

- ・原則予定価格400万円未満の業務について県内2ブロックに分割

予定価格	変更前	変更後
400万円未満	【1ブロック】 県内	【2ブロック】 有田以北・日高以南

ただし、橋梁、法面、砂防ダムの設計は、400万円未満でも県内

(2) 一般的な構造物の設計業務(区分B)について

- ・県内業者で履行可能な設計業務については、県内業者に限定するB1区分を設定

発注区分	変更前	変更後
B1	県内・県外混合	県内

B1業務とは、擁壁、コンクリート橋等の設計

2 測量業務について

(1) 測量一般(250万円未満)(区分A)のブロック割りにについて

予定価格	変更前	変更後
250万円未満	【5ブロック】 伊都・那賀 海草 有田・日高 西牟婁 串本・新宮	【6ブロック】 伊都・那賀 海草 有田 日高 西牟婁 串本・新宮

適用時期

平成21年9月1日公告分から適用する。